

奈良市公報

号外第 17号

平成 17年 8月 19日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

条 例	
奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例	1
規 則	
奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則	1
不動産登記法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	1
奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則	3
奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則	5
奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則	26
奈良市会計規則の一部を改正する規則	26
訓 令 甲	
平成 17年国勢調査奈良市実施本部設置規程	26

条 例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 5月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 69号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和 49年奈良市条例第 52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 平成 17年 5月 30日から同日後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期の末日までの間に限り、総務水道委員会の委員の定数は、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、10人とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 平成 17年 5月 15日執行の奈良市議会議員増員選挙により議会の議員となった者の最初に選任される常任委員会の委員の任期は、この条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 17年 6月 24日までとする。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に

より設置された総務水道委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれ新条例の規定により設置された総務水道委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、新条例第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 17年 6月 24日までとする。

- この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された総務水道委員会に付議されている事件及び同委員会の所管事務調査事項は、新条例の規定により設置された総務水道委員会に付議されている事件及び同委員会の所管事務調査事項とみなす。

（平成 17年 5月 30日揭示済）

規 則

奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 5月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 64号

奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則

奈良市行財政改革推進本部設置規則（平成 15年奈良市規則第 62号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健福祉部長」を「保健福祉部長 保健所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 17年 5月 24日揭示済）

不動産登記法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 17年 5月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 65号

不動産登記法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（奈良市公有財産規則の一部改正）

第 1 条 奈良市公有財産規則（昭和 49年奈良市規則第 29号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

（3）登記事項証明書

第 20 条第 2 項第 3 号及び第 29 条第 2 項第 3 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良市税条例施行規則(昭和 46年奈良市規則第 15号)の一部を次のように改正する。

別記第 66号様式及び第 66号様式の 2 中「登記簿謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市社会福祉法施行細則の一部改正)

第 3 条 奈良市社会福祉法施行細則(平成 14年奈良市規則第 49号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 法人及び不動産の登記事項証明書

別記第 2 号様式中「法人登記簿謄本及び不動産登記簿謄本」を「法人及び不動産の登記事項証明書」に改める。

(奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第 4 条 奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(平成 14年奈良市規則第 52号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

別記第 6 号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部改正)

第 5 条 奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成 14年奈良市規則第 10号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「土地登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 3 条第 3 項第 1 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 1 号様式中「土地登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市美容師法施行細則の一部改正)

第 6 条 奈良市美容師法施行細則(平成 14年奈良市規則第 22号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号及び別記第 2 号様式中「法人登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 8 号様式及び第 9 号様式中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市理容師法施行細則の一部改正)

第 7 条 奈良市理容師法施行細則(平成 14年奈良市規則第 23号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号及び別記第 2 号様式中「法人登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 8 号様式及び第 9 号様式中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第 8 条 奈良市クリーニング業法施行細則(平成 14年奈良市規則第 19号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号、別記第 1 号様式及び別記第 1 号様式の 2 中「法人登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 7 号様式から第 8 号様式の 2 までの規定中「法

人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第 9 条 奈良市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成 14年奈良市規則第 20号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号及び別記第 1 号様式中「法人登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市食品衛生法施行細則の一部改正)

第 10 条 奈良市食品衛生法施行細則(平成 14年奈良市規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号ア並びに別記第 3 号様式 1 一般用(1 枚目)及び 2 自動販売機用(1 枚目)中「登記簿謄本又は登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 7 号様式及び第 8 号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第 1 条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和 48年奈良市規則第 53号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 3 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 13 条の 6 第 2 項第 1 号及び第 14 条の 7 第 2 項第 1 号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市農林事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第 12 条 奈良市農林事業分担金徴収条例施行規則(昭和 43 年奈良市規則第 27号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「昭和」を削り、「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「印」を「印」に、「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 13 条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成 16年奈良市規則第 26号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

第 12 条第 2 項第 5 号を次のように改める。

(5) 登記事項証明書

別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 11 号様式中「土地登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 14 条 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(平成 2 年奈良市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「登記簿謄本等」を「登記事項証明書等」に改める。

(奈良市老人福祉法施行細則等の一部改正)

第 15 条 次に掲げる規則の規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(1) 奈良市老人福祉法施行細則(平成 14年奈良市規則

第 51号) 別記第 7号様式(その 1)及び(その 2)

- (2) 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(平成 14年奈良市規則第 25号)第 3条第 1号及び別記第 1号様式(裏)
- (3) 短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則(昭和 49年奈良市規則第 25号)第 2条第 2項第 2号
- (4) 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(昭和 49年奈良市規則第 24号)第 2条第 3項第 4号
- (5) 奈良市建築協定条例施行規則(昭和 63年奈良市規則第 6号)第 18条第 1項第 2号及び第 2項第 2号
- (6) 奈良市開発行為等の規則に関する規則(平成 2年奈良市規則第 9号)第 2条第 1号及び第 10条第 1号
- (7) 奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良市規則第 11号)第 3条第 2項第 8号
(奈良市児童福祉法施行細則等の一部改正)

第 16条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 奈良市児童福祉法施行細則(平成 14年奈良市規則第 47号)別記第 13号様式の 8
- (2) 奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)別記第 5号様式の 18
- (3) 奈良市知的障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 30号)別記第 3号様式の 10
(奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則等の一部改正)

第 17条 次に掲げる規則の規定中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(平成 14年奈良市規則第 14号)第 2条第 1項第 2号及び第 2項第 4号、別記第 1号様式並びに別記第 2号様式
- (2) 奈良市柔道整復師法施行細則(平成 14年奈良市規則第 16号)第 2条第 1項第 2号及び第 2項第 3号、別記第 1号様式並びに別記第 2号様式
- (3) 奈良市歯科技工士法施行細則(平成 14年奈良市規則第 15号)第 2条第 1項第 2号及び第 2項第 3号、別記第 1号様式並びに別記第 2号様式
- (4) 奈良市興行場法施行細則(平成 14年奈良市規則第 11号)第 2条第 5号、第 3条第 2項及び第 3項、第 4条第 2項第 1号、別記第 1号様式並びに別記第 3号様式から第 5号様式まで
- (5) 奈良市旅館業法施行細則(平成 14年奈良市規則第 12号)第 2条第 4号、第 4条第 1号、別記第 1号様式及び別記第 5号様式
- (6) 奈良市公衆浴場法施行細則(平成 14年奈良市規則第 13号)第 2条第 2項第 6号、第 3条第 3項及び第 5項、第 4条第 1号、別記第 1号様式並びに別記第 3号様式から別記第 5号様式まで
- (7) 奈良市化製場等に関する法律施行細則(平成 14年

奈良市規則第 17号)第 4条第 3号、第 6条第 2項第 1号、第 11条第 3号、第 13条第 2項第 1号、別記第 2号様式、別記第 4号様式、別記第 6号様式から第 8号様式まで

- (8) 奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成 14年奈良市規則第 21号)第 5条第 2号、別記第 1号様式及び別記第 5号様式
- (9) 奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成 15年奈良市規則第 22号)第 2条第 2項第 3号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 5月 24日 掲 示 済)

奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 5月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 66号

奈良市温泉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市温泉法施行細則(平成 14年奈良市規則第 62号)の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項第 1号及び別記第 1号様式中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第 3号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 4 条関係)

温 泉 成 分 等 掲 示 届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話

次のとおり温泉の成分等を掲示するので、温泉法第 14 条第 3 項の規定により届け出ます。

浴 用 又 は 飲 用 の 別		浴 用 ・ 飲 用
温 泉 を 公 共 の 浴 用 又 は 飲 用 に 供 す る 場 所	所 在 地	
	名 称	
源 泉	名 称	
	温 度	
温 泉	泉 質	
	温 度	
	成 分	
	分 析 年 月 日	年 月 日
登 録 分 析 機 関	名 称	
	登 録 番 号	第 号
公 共 の 浴 用 に 供 す る 場 合	水を加える場合は、その旨及びその理由	
	加温する場合は、その旨及びその理由	
	循環させる場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由	
	入浴剤を加える場合は、入浴剤の名称及びその理由	
	消毒する場合は、消毒の方法及びその理由	
浴 用 又 は 飲 用 の 禁 忌 症		
浴 用 又 は 飲 用 の 方 法 及 び 注 意		

添付書類 温泉成分分析結果を記載した書類の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 5月 24日 掲 示 済)

奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例
施行細則をここに公布する。

平成 17年 5月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 67号

奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する
条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県動物の愛護及び管理に関する
条例(平成 16年 12月奈良県条例第 18号。以下「条例」
という。)の施行に関し、奈良県動物の愛護及び管理に
関する条例施行規則(平成 17年 3月奈良県規則第 44号)
に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(動物取扱業の登録の申請)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項第 9 号の規則で定める事項は、
次に掲げるものとする。

- (1) 動物取扱業の具体的な内容
- (2) 営業開始の予定年月日

2 条例第 8 条第 2 項の申請書は、動物取扱業登録申請書
(別記第 1 号様式)とする。

3 条例第 8 条第 3 項第 3 号の規則で定める書類は、次に
掲げるものとする。

- (1) 申請者が法人の場合にあっては、その登記事項証明
書
- (2) 動物を飼養又は保管する設備、給水設備、洗浄及び
消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置
が分かる飼養施設の平面図
- (3) 動物取扱主任者が条例第 18 条第 3 項に規定する者
に該当するものであることを証する書類
- (4) 特定動物を取り扱う場合にあっては、条例第 21 条
第 1 項の許可を受けたことを証する書類
(動物取扱業登録証の様式)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項(条例第 11 条第 3 項において
準用する場合を含む。)の動物取扱業登録証は、動物取
扱業登録証(別記第 2 号様式)とする。

(変更の登録の申請)

第 4 条 条例第 11 条第 2 項の規則で定める事項は、次に
掲げるものとする。

- (1) 登録業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名
称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地
- (3) 登録番号
- (4) 変更の予定年月日
- (5) 変更の理由

2 条例第 11 条第 2 項の申請書は、動物取扱業登録事項
変更申請書(別記第 3 号様式)とする。

3 条例第 11 条第 3 項において準用する条例第 8 条第 3

項第 3 号の規則で定める書類は、第 2 条第 3 項各号に掲
げる書類のうち変更しようとする事項に係るもの及び変
更前の動物取扱業登録証とする。

4 条例第 11 条第 4 項の規定による変更の届出は、動物
取扱業登録事項変更届(別記第 4 号様式)に、次に掲げ
る書類を添えて行わなければならない。

- (1) 届出者が法人であってその名称若しくは代表者の氏
名又は所在地を変更した場合にあっては、その登記事
項証明書
- (2) 飼養施設を設置する事業所の名称を変更した場合に
あっては、その登記事項証明書
- (3) 届出者が法人であってその役員の氏名又は住所を変
更した場合にあっては、その登記事項証明書
(廃業等の届出)

第 5 条 条例第 12 条の規定による届出は、動物取扱業廃
業等届(別記第 5 号様式)により行わなければならない。
(動物取扱業登録証の再交付の申請)

第 6 条 条例第 13 条第 1 項の規定による再交付の申請は、
動物取扱業登録証再交付申請書(別記第 6 号様式)に、
動物取扱業登録証を損傷した場合にあっては当該動物取
扱業登録証を添えて行わなければならない。

(立入調査等を行う職員の証明書)

第 7 条 条例第 20 条第 2 項(条例第 41 条第 2 項において
準用する場合を含む。)及び条例第 33 条第 4 項の証明書
は、立入調査員証(別記第 7 号様式)とする。

(特定動物の飼養許可の申請)

第 8 条 条例第 21 条第 2 項に規定する申請書は、特定動
物飼養許可申請書(別記第 8 号様式)とする。

2 条例第 21 条第 2 項第 6 号の規則で定める事項は、次
に掲げるものとする。

- (1) 主として飼養の作業に従事する者の氏名、住所、生
年月日及び電話番号
- (2) 飼養開始の予定年月日
- (3) 捕獲用機材の種類及び数
- (4) 災害発生時において特定動物による人の生命等に対
する侵害を防止するためにとるべき措置

3 条例第 21 条第 3 項第 3 号の規則で定める書類は、次
に掲げるものとする。

- (1) 申請者が法人の場合にあっては、その登記事項証明
書
- (2) 飼養施設の構造詳細図
- (3) 申請者の精神の機能の障がい又は麻薬、大麻、あへ
ん若しくは覚せい剤による中毒者であるかないかに関
する医師の診断書
- (4) 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別
表第 1 の区分の欄 16 に掲げる特定動物を飼養し、又
は保管しようとする場合にあっては、その毒に有効な
血清等の医薬品の名称及びその保管場所が分かる書類
(特定動物の飼養届)

第 9 条 条例第 21 条第 4 項の規定による届出は、特定動
物飼養届(別記第 9 号様式)に、同条第 3 項に規定する

書類（同項第 2 号に掲げる書面及び前条第 3 項第 3 号に掲げる書面を除く。）を添えて行わなければならない。

（標識の様式）

第 10 条 条例第 22 条に規定する標識（以下「特定動物飼養許可標識」という。）の様式は、別記第 10 号様式とする。

（特定動物の飼養許可の変更）

第 11 条 条例第 25 条第 2 項の申請書は、特定動物飼養許可事項変更申請書（別記第 11 号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 飼養施設の所在地を変更する場合にあっては、変更後の飼養施設の配置図及び付近の見取図
- (2) 飼養施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼養施設を増設する場合にあっては、変更又は増設後の飼養施設の構造詳細図及び配置図
- (3) 変更前の特定動物飼養許可証及び特定動物飼養許可標識

3 条例第 25 条第 4 項の規定による変更の届出は、特定動物飼養変更届（別記第 12 号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 届出者が法人であってその名称若しくは代表者の氏名又は所在地を変更した場合にあっては、その登記事項証明書
- (2) 飼養施設の所在地を変更した場合にあっては、変更後の飼養施設の配置図及び付近の見取図
- (3) 飼養施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼養施設を増設した場合にあっては、変更又は増設後の飼養施設の構造詳細図及び配置図

4 条例第 25 条第 5 項の規定による届出は、特定動物飼養許可事項変更届（別記第 13 号様式）により行わなければならない。

5 前項の場合において、届出者が法人であってその名称若しくは代表者の氏名又は所在地を変更したときは、その登記事項証明書を添えなければならない。

（廃止の届出）

第 12 条 条例第 26 条の規定による届出は、特定動物飼養廃止届（別記第 14 号様式）に、特定動物飼養許可証を添えて行わなければならない。

（標識の再交付の申請）

第 13 条 条例第 27 条第 1 項の規定による再交付の申請は、特定動物飼養許可標識再交付申請書（別記第 15 号様式）に、特定動物飼養許可標識を損傷した場合にあっては当該特定動物飼養許可標識を添えて行わなければならない。

（処分の特例の方法）

第 14 条 条例第 37 条第 1 項の規定による処分（以下「処分」という。）は、必要な区域、期間及び時間を限って、道路、空地、広場等に薬物入りのえさを置くことにより行うものとする。

2 前項の規定により、薬物入りのえさを置く場合には、そのえさごとに、それが薬物入りのえさである旨を表示

した紙片等を添えておかななければならない。

3 市長は、当該職員に第 1 項の薬物入りのえさの置かれた場所を巡視させ、かつ、薬物による処分の時間が経過する前に当該薬物入りのえさを回収させるものとする。
（処分の特例の周知の方法）

第 15 条 条例第 37 条第 1 項後段の規定による周知は、処分を行う区域、期間及び時間並びに薬物入りのえさの状態につき、次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

- (1) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条の規定による登録を受けている犬の飼い主で処分を行う区域内及びその近傍に居住するものに対し、その旨を文書で通知すること。
- (2) 薬物による処分を行う区域内及びその近傍の公衆の見やすい箇所にその旨を掲示すること。
- (3) 文書の回覧又は配布をし、必要に応じ放送機関、広報車等を使用してその旨を広報すること。

2 前項第 1 号の規定による通知は薬物による処分の開始の日の 3 日前までに、同項第 2 号の規定による掲示は薬物による処分の開始の日の 3 日前から薬物による処分の終了の日まで、同項第 3 号の規定による広報は薬物による処分の開始の日の 3 日前から開始の日までの間の適当な日に行うものとする。

（事故発生時の届出）

第 16 条 条例第 39 条第 1 項の規定による届出は、特定動物事故届（別記第 16 号様式）により行わなければならない。

2 条例第 39 条第 2 項の規定による届出は、飼い犬事故届（別記第 17 号様式）により行わなければならない。
（費用の負担）

第 17 条 条例第 43 条第 4 項の規定による返還を受けようとする者は、収容の期間における飼養等に要した費用として、一頭につき 2,500 円を支払わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第 4 項の規則で定める事項は、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項とする。

3 条例附則第 4 項の規則で定める書類は、第 2 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類とする。

4 条例附則第 4 項の規定による届出書は、動物取扱業みなし登録業者届（附則別記様式）とする。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

(表)

動物取扱業登録申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称					
事業所の所在地		(電話番号)			
役 員	氏 名		住 所		
動物取扱業	種 別	販 売	保 管	貸 出 し	訓 練 展 示
	具 体 的 な 内 容				
取り扱う動物の 種類及び数	ほ 哺 乳 類				
	鳥 類				
	は 爬 虫 類				
飼養施設の構造及び規模	建 築 様 式	木造 木造モルタル造 鉄筋コンクリート造 鉄骨・鉄筋 コンクリート造 コンクリートブロック造 [その他]			
	延べ床面積	㎡			
	床	コンクリート タイル 厚板 土 石材 金属 板 [その他]			

(裏)

飼養施設の管理の方法	排水処理の方法	公共の下水道に直接放流 浄化装置で処理後に公共の下水道に放流 浄化装置で処理後に公共の溝きよに放流 [その他]
	廃棄物の処理方法	一般廃棄物として処理 焼却処理 埋却処理 [その他]
	動物の死体処理の方法	一般廃棄物として処理 焼却処理 埋却処理 [その他]
	消毒の方法	薬剤消毒 熱水消毒 紫外線消毒 [その他]
動物取扱主任者の氏名 <small>ふりがな</small>		
営業開始予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 申請者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
- 2 申請者が奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 10条第 1 項第 1 号に該当しないことを誓約する書面
- 3 動物を飼養又は保管する設備、給水設備、洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置が分かる飼養施設の平面図
- 4 飼養施設の配置図及び付近の見取図
- 5 動物取扱主任者が条例第 18条第 3 項に規定する者に該当するものであることを証する書類
- 6 特定動物を取り扱う場合にあっては、条例第 2条第 1 項の規定により特定動物の飼養許可を受けたことを証する書類

- 注
- 1 「役員」の「氏名」及び「住所」の欄には、申請者が法人の場合のみ記載してください。
 - 2 「動物取扱業」の「種別」の欄には、該当するものすべてを で囲んでください。
 - 3 「動物取扱業」の「具体的な内容」の欄には、「種別」において で囲んだ種別の内容をできるだけ具体的に記載してください。
 - 4 「取り扱う動物の種類及び数」の欄には、哺乳類、鳥類及び爬虫類の別に当該事業所で取り扱う種類を挙げ、それぞれの種類の次にその取扱数を括弧書で記載してください。
 - 5 「飼養施設の構造及び規模」の欄には、建築様式及び床について該当するものがあれば で囲み、その他の場合及び延べ床面積については空欄に該当する事項を記載してください。
 - 6 「飼養施設の管理の方法」の欄には、該当するものを で囲み、その他の場合については、空欄にできるだけ具体的に記載してください。
 - 7 この様式による申請は、飼養施設を設置する事業所ごとに行ってください。
 - 8 他の法令の許可等を要する場合は、その手続を速やかに行ってください。

第2号様式(第3条-第6条関係)

動物取扱業登録証

登録番号 第 号

登録(変更の登録)年月日 年 月 日

氏名
(法人にあつたときは、若しあつては代表者の氏名)

住所
(法人にあつたときは、主たる事務所の住所)

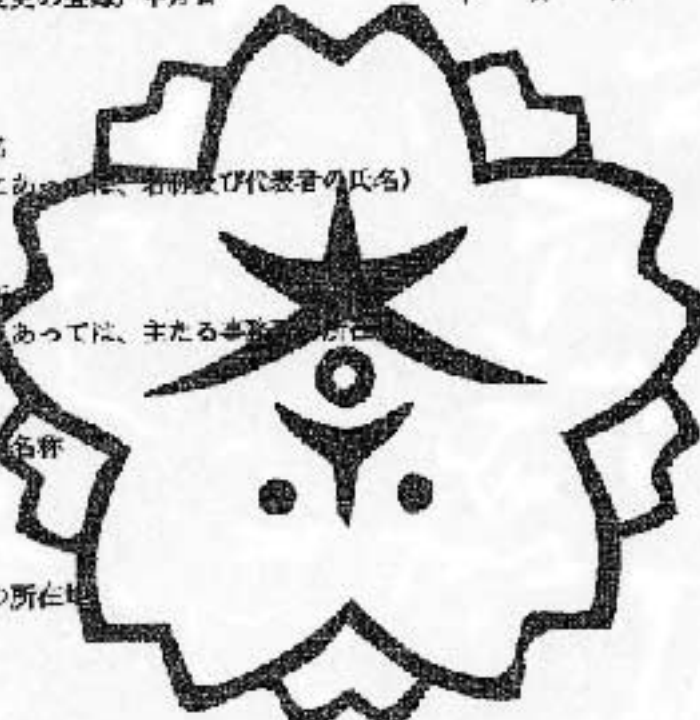
事業所の名称

事業所の所在地

動物取扱業の種類

動物取扱主任者の氏名

奈良市長 目



第 3 号様式 (第 4 条関係)

動物取扱業登録事項変更申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 1 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称		
事業所の所在地		(電話番号)
登録番号	第	号
変更予定年月日	年	月 日
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更理由		

添付書類

- 1 申請者が法人であってその役員を変更する場合には、その登記事項証明書
- 2 飼養施設の構造及び規模を変更する場合には、動物を飼養又は保管する設備、給水設備、洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置が分かる飼養施設の平面図
- 3 動物取扱主任者を変更する場合には、その者が奈良県動物の愛護及び管理に関する条例 (以下「条例」という。) 第 18 条第 3 項に規定するものに該当することを証する書類
- 4 新たに特定動物を取り扱う場合には、条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けたことを証する書類
- 5 変更前の動物取扱業登録証

第4号様式(第4条関係)

動物取扱業登録事項変更届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第1条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	(電話番号)
登録番号	第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更理由	

添付書類

- 1 届出者が法人であってその名称若しくは代表者の氏名又は所在地を変更した場合にあっては、その登記事項証明書
- 2 飼養施設を設置する事業所の名称を変更した場合にあっては、その登記事項証明書
- 3 届出者が法人であってその役員の氏名又は住所を変更した場合にあっては、その登記事項証明書

第 5 号様式 (第 5 条関係)

動物取扱業廃業等届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

登録業者との関係

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 12条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	(電話番号)
登録番号	第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	
動物の処理の方法	
特定動物の譲渡先(譲渡した場合に限る。)	

添付書類 動物取扱業登録証

第6号様式(第6条関係)

動物取扱業登録証再交付申請書

年 月 日

(あて先)奈良市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	(電話番号)
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
動物取扱業登録証を紛失し、 又は損傷した年月日	年 月 日
紛失・損傷の別	紛失・損傷

添付書類 動物取扱業登録証を損傷した場合にあっては、当該動物取扱業登録証
注 「紛失・損傷の別」の欄は、該当するものを で囲んでください。

第 7 号様式 (第 7 条関係)

写 真	立入調査員証	第 号 所 属 氏 名
上記の者は、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 20条第 1 項、第 33条第 2 項及び第 41条第 1 項の 規定により立入調査等を行う職員であることを証する。		
交 付	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
		奈良市長 印

注 裏面に条例の抜粋を記載する。

第 8 号様式 (第 8 条関係)

特 定 動 物 飼 養 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

飼 養 の 目 的				
特 定 動 物		区 分	種 類	数
飼 養 施 設	所 在 地			
	構 造			
	規 模			
主として飼養の作業に従事する者		住 所	(電話番号)	
		ふりがな 氏 名	年 月 日生	
飼 養 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		
捕 獲 用 機 材 の 種 類 及 び 数		種 類	数	
災 害 発 生 時 に 人 の 生 命 等 に 対 す る 侵 害 を 防 止 す る た め に と る べ き 措 置				

添付書類

- 1 申請者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
- 2 飼養施設の配置図、付近の見取図、構造及び規模を示す図面並びに構造詳細図
- 3 申請者の精神の機能の障がい又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤による中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 4 申請者が奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 23 条第 2 号アからウまでに該当しないことを誓約する書面
- 5 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第 1 の区分 16 の欄に掲げる特定動物を飼養し、又は保管しようとする場合にあっては、その毒に有効な血清等の医薬品の名称及びその保管場所が分かる書類

第 9 号様式 (第 9 条関係)

特 定 動 物 飼 養 届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 2 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼 養 の 目 的				
特 定 動 物		区 分	種 類	数
飼 養 施 設	所 在 地			
	構 造			
	規 模			
主として飼養の作業に従事する者		住 所	(電話番号)	
		ふりがな 氏 名	年 月 日生	
飼 養 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		
捕 獲 用 機 材 の 種 類 及 び 数		種 類	数	
災 害 発 生 時 に 人 の 生 命 等 に 対 す る 侵 害 を 防 止 す る た め に と る べ き 措 置				

添付書類

- 1 届出者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
- 2 飼養施設の配置図、付近の見取図、構造及び規模を示す図面並びに構造詳細図
- 3 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第 1 の区分 16の欄に掲げる特定動物を飼養し、又は保管しようとする場合にあっては、その毒に有効な血清等の医薬品の名称及びその保管場所が分かる書類

第10号様式(第10条関係)

特 定 動 物			
許可飼養者氏名			
動物の種類			
許可番号	第	号	
許可年月日	年	月	日
		奈 良 市	

備考

- 1 縦10センチメートル、横15センチメートルとし、外枠の幅は2センチメートルとする。
- 2 外枠の色は黄、地色は白、文字色は黒とする。

第 11号様式 (第 11条関係)

特定動物飼養許可事項変更申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 25条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

添付書類

- 1 飼養施設の所在地を変更する場合にあっては、変更後の飼養施設の配置図及び付近の見取図
- 2 飼養施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼養施設を増設する場合にあっては、変更又は増設後の飼養施設の構造詳細図及び配置図
- 3 変更前の特定動物飼養許可証及び特定動物飼養許可標識

第12号様式(第11条関係)

特定動物飼養変更届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第25条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

添付書類

- 届出者が法人であってその名称若しくは代表者の氏名又は所在地を変更した場合にあっては、その登記事項証明書
- 飼養施設の所在地を変更した場合にあっては、変更後の飼養施設の配置図及び付近の見取図
- 飼養施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼養施設を増設した場合にあっては、変更又は増設後の飼養施設の構造詳細図及び配置図

第 13号様式 (第 11条関係)

特定動物飼養許可事項変更届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 25条第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

添付書類 届出者が法人であってその名称若しくは代表者の氏名又は所在地を変更した場合にあっては、その登記事項証明書

第 14号様式 (第 12条関係)

特定動物飼養廃止届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 26条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	第 号		
特 定 動 物	区 分	種 類	数
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
特定動物の処理の方法			
特定動物の譲渡先 (譲渡した場合に限る。)			

添付書類 特定動物飼養許可証及び特定動物飼養許可標識

第 15号様式 (第 13条関係)

特定動物飼養許可標識再交付申請書

年 月 日

(あて先)奈良市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 27条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
特定動物飼養許可標識を紛失し、又は損傷した年月日	年 月 日
紛失・損傷の別	紛失・損傷

添付書類 特定動物飼養許可標識を損傷した場合にあっては、当該特定動物飼養許可標識

注 「紛失・損傷の別」の欄は、該当するものを で囲んでください。

第16号様式(第16条関係)

特定動物事故届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日					
許 可 番 号					
事 故 を 起 こ し た 特 定 動 物	区 分		種 類		
事 故 発 生 日 時	年	月	日	午前 時 分頃 午後	
事 故 発 生 場 所					
事 故 の 発 生 原 因					
被 害 者	住 所	(電話番号)			
	ふりがな 氏 名	年 齢		性 別	
事 故 の 概 要					
事 故 の 発 生 後 に と っ た 措 置					

第 17号様式 (第 16条関係)

飼 い 犬 事 故 届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 39条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事故を起こした犬	種 類		年 齢		性 別	
	名 称		毛 色		そ の 他 特 徴	
	登 録 等	登録：有(市町村名 年度第 号)・無 注射：有(年度第 号)・無				
事 故 の 状 況	発生日時	午前 年 月 日 時 分頃 午後				
	発生場所	犬の飼い主の敷地内・被害者の敷地内・公道上・公園内 ・学校等校内・その他()				
	犬の状態	おり内・係留・散歩中・放し飼い・その他()				
		過去における咬傷事故の有無 有(年 月)・無				
被 害 者	住 所	(電話番号)				
	ふりがな 氏 名		年 齢		性 別	
被 害 の 概 要						
事 故 の 発 生 後 に と っ た 措 置						

- 注 1 登録等の欄には、事故を起こした犬の狂犬病予防法による登録の有無(該当するものを で囲んでください。)、登録をした市町村名、年度及び番号、狂犬病予防注射の有無(該当するものを で囲んでください。))並びに狂犬病予防注射済票の交付年度及び番号について記載してください。
- 2 発生場所の欄及び犬の状態の欄は、該当するものを で囲んでください。

附則別記様式 (附則第 4 項関係)

動物取扱業みなし登録業者届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例附則第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称					
事業所の所在地		(電話番号)			
取り扱う動物の種類及び数	ほ 哺乳類				
	鳥 類				
	は 爬虫類				
役 員	氏 名		住 所		
動物取扱主任者の氏名 <small>ふりがな</small>					

添付書類

- 1 届出者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書
- 2 動物取扱主任者が奈良県動物の愛護及び管理に関する条例 (以下「条例」という。) 第 18 条第 3 項に規定する者に該当するものであることを証する書類
- 3 特定動物を取り扱う場合にあっては、条例第 2 条第 1 項の規定により特定動物の飼養許可を受けたことを証する書類

注 「役員」の「氏名」及び「住所」の欄は、届出者が法人の場合のみ記載すること。

(平成 17年 5月 24日 掲 示 済)

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 5月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 68号

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則

奈良市職員互助会規則(昭和 40年奈良市規則第 15号)

の一部を次のように改正する。

目次中「給付及び貸付」を「給付」に改める。

第 4 条中「とし、臨時的に任用された者を除く」を「とする」に改める。

第 25 条中「貸付」を削る。

第 6 章「給付及び貸付」を「第 6 章 給付」に改める。

第 29 条を次のように改める。

第 29 条 削除

附 則

この規則は、平成 17年 6月 1日から施行する。

(平成 17年 5月 31日 掲 示 済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 5月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 69号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和 40年奈良市規則第 1号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(出納員等のつり銭)

第 19 条の 2 収入役は、つり銭資金を必要と認める出納員に対し、その保管に属する現金の一部をつり銭用として交付し、当該現金の保管を命ずることができる。

2 出納員は、つり銭資金を必要とするときは、つり銭資金交付申請書を収入役に提出しなければならない。

3 出納員は、つり銭資金として交付を受けた現金を、つり銭を必要とする現金分任出納員に交付し、当該現金を保管させることができる。

4 つり銭資金の交付を受けた出納員及び現金分任出納員は、保管に係る現金を善良な注意をもって管理するとともに、毎日、つり銭資金保管簿により保管の状況を明らかにしておかなければならない。

5 出納員は、つり銭資金として交付を受けた現金を、年度の末日(保管の理由が消滅したときは、当該消滅した日)から 5 日以内につり銭資金返納書により収入役に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 5月 31日 掲 示 済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

平成 17年国勢調査奈良市実施本部設置規程を次のように定める。

平成 17年 5月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

平成 17年国勢調査奈良市実施本部設置規程

(目的及び設置)

第 1 条 平成 17年国勢調査(以下「調査」という。)の実施に当たり、調査を円滑かつ効率的に遂行し、調査事務の万全を期するため、平成 17年国勢調査奈良市実施本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査実施の総合企画調整に関すること。
- (2) 国勢調査指導員(以下「指導員」という。)及び国勢調査員(以下「調査員」という。)に関すること。
- (3) 調査の広報に関すること。
- (4) 調査の調査票に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(本部長)

第 3 条 本部に本部長を置き、総務部長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を統括する。

(副本部長)

第 4 条 本部に副本部長を置き、市民生活部長、西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域における本部の事務を掌理するとともに、本部長に事故があるときは本部長があらかじめ定めるところによりその職務を代理する。

副 本 部 長	所 管 区 域
市民生活部長及び西部出張所長	月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターの所管区域を除く区域
月ヶ瀬行政センター所長	月ヶ瀬行政センターの所管区域
都祁行政センター所長	都祁行政センターの所管区域

(参与)

第 5 条 本部に参与を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 人事課長及び人事課主幹
- (2) 広報課長
- (3) 秘書課長、国際交流室長及び情報管理課長
- (4) 情報公開室長、情報公開室主幹、市民サービス課長及び市民サービス課主幹

- (5) 西部出張所庶務課長
- (6) 東部出張所長
- (7) 北部出張所長

2 参与は、本部長の命を受け、本部の事務に参画し、調査の円滑な推進に協力するとともに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本部事務局の班に対し、指導助言を行う。

区 分	班
前項第 1 号の参与	庶務班
前項第 2 号の参与	広報班
前項第 3 号の参与	調査第 1 班
前項第 4 号の参与	調査第 2 班
前項第 5 号の参与	西部調査班
前項第 6 号の参与	東部調査班
前項第 7 号の参与	北部調査班

(事務局)

第 6 条 本部に、その事務を処理させるため、本部事務局、月ヶ瀬行政センター事務局及び都祁行政センター事務局を設置する。

2 事務局に置く班及びその所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 本部事務局

庶務班

- ア 予算及び経理に関する事。
- イ 人事調整に関する事。
- ウ 指導員及び調査員の公務災害に関する事。
- エ 臨時職員の任用に関する事。

広報班

- ア 広報の企画及び実施に関する事。

企画調整班

- ア 調査実施の総合企画調整に関する事。
- イ 調査区の設定等に関する事(他班の主管に属するものを除く。)
- ウ 県及び近隣市町村との連絡調整に関する事。
- エ 調査事務の進行管理に関する事。
- オ 各班との連絡調整に関する事。
- カ 他の班に属さない事項に関する事。

調査第 1 班

- ア 指導員との連絡調整に関する事。
- イ 調査用品の受領及び仕分に関する事。
- ウ 調査票の審査に関する事。

調査第 2 班

- ア 調査員の確保及び連絡調整に関する事(他班の主管に属するものを除く。)
- イ 自治会等との連絡調整に関する事(他班の主管に属するものを除く。)

西部調査班

- ア 西部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関する事。
- イ 西部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に

関すること。

東部調査班

- ア 東部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関する事。
- イ 東部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関する事。

北部調査班

- ア 北部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関する事。
- イ 北部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関する事。

(2) 月ヶ瀬行政センター事務局

月ヶ瀬調査班

- ア 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査区の設定等に関する事。
- イ 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査員及び指導員に関する事。

ウ 月ヶ瀬行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関する事。

エ 月ヶ瀬行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関する事。

(3) 都祁行政センター事務局

都祁調査班

- ア 都祁行政センター所管区域の調査区の設定等に関する事。
- イ 都祁行政センター所管区域の調査員及び指導員に関する事。
- ウ 都祁行政センター所管区域の自治会との連絡調整に関する事。
- エ 都祁行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関する事。

3 事務局に事務局長及び事務局次長を、班に班長及び班員を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 事務局長

- ア 本部事務局長 総務部総務課長
- イ 月ヶ瀬行政センター事務局長 月ヶ瀬行政センター庶務課長
- ウ 都祁行政センター事務局長 都祁行政センター庶務課長

(2) 事務局次長

- ア 本部事務局次長 総務部総務課長補佐
- イ 月ヶ瀬行政センター事務局次長 月ヶ瀬行政センター庶務課長補佐
- ウ 都祁行政センター事務局次長 都祁行政センター庶務課長補佐

(3) 班長及び班員 本部長が指名する者

4 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ定めるところによりその職務を代理する。

6 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

7 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17年 6月 1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成 17年 12月 28日限り、その効力を失う。

(平成 17年 5月 24日揭示済)